

令和元年度

旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務

(深度調査)

仕 様 書

札幌市環境局

## 1 業務の目的

本業務は、旧豊平清掃事務所において実施された、平成 30 年度に実施した土壤汚染状況調査業務（表土調査）の結果を受け、深度方向の土壤汚染の範囲について把握することを目的とする。

## 2 業務の名称

令和元年度旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（深度調査）

## 3 業務の場所

札幌市豊平区西岡 520 番地（添付図面）

敷地面積 19,873 m<sup>2</sup>

## 4 業務の期間

契約締結日から令和元年 11 月 29 日まで

## 5 業務の内容

本業務の数量表は別紙 1、採取位置図等は別紙 2（調査地点図）に示す。

### (1) 位置測量

試料採取を行う区画については、表層調査で実施した単位区画を測量にて復元し、調査実施者による差が生じないように設定を行う。

### (2) 土間コンクリートのコア抜き 1箇所

地表面がコンクリート等で被覆されている箇所について、コンクリートカッター等を用いて削孔する。

### (3) 土壤試料採取及びボーリング 8箇所

土壤試料採取及びボーリングは、表層調査で汚染状態に関する基準を超過した地点および表層調査の個別分析を実施していない単位区画について、オールコアボーリング（φ86mm）を実施する。

なお、ボーリングの深度は、表層調査で汚染状態に関する基準を超過した地点は GL-10m、表層調査の個別分析を実施していない単位区画は GL-50cm とする。

ボーリングの深度調査は、原則として土壤表面を基準に一定深さ 1m ごとに試料を採取し帯水層の底面が 10m 以内に認められる場合は、帯水層の底面の土壤を採取して終了する。表層調査は、表層の土壤（地表から深さ 5cm までの土壤）と深さ 5 から 50 cm までの土壤を採取し、2 種類の深さの土壤を採取する。

### (4) 土壤分析

- ・溶出量試験 鉛及びその化合物（71 検体）
- ・含有量試験 鉛及びその化合物（51 検体）
- ・油汚染関係 油臭・油膜（71 検体）現地確認

※油臭・油膜が確認された地点または深度については、今後、TPH 試験（GC-FID）を実施する必要があるため試料を採取する。

(5) 地下水試料採取

地下水試料採取は、ボーリング掘削時に帯水層の位置にスクリーンを取り付けたケーシングを掘削孔内に挿入し採取する。なお、ケーシングは試料採取後撤去する。

(6) 地下水分析

鉛及びその化合物（7検体）

(7) ボーリング孔閉塞

ボーリングを実施した地点は、調査終了後、掘削した閉塞を行う。

(8) ボーリングコア、掘削土等

ボーリングのコアは、コア箱にて保管する。また、ボーリング発生した掘削残土および洗淨水等は、土嚢袋またはポリタンクにいれ地点が分かるようにし、敷地内に保管する。

(9) その他

本仕様書のほか、札幌市地質・土質調査業務共通仕様書、その他関連する仕様書・指針による。また、調査箇所および掘削深度等の詳細については、協議の上決定すること。

## 6 業務管理

(1) 委託者（以下、甲という）との打合せは業務着手前、中間、業務着手後に行うものとする。

(2) 受託者（以下、乙という）は、業務計画書・業務日程表を作成し、甲の承諾を得なければならない。

(3) 乙は、主任技術者に技術士（環境部門 環境測定）かつ土壤汚染調査技術管理者の資格保有者を設置しなければならない。

(4) 乙は、主任技術者に当該土壤汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。

(5) 本業務の円滑な推進を図るため、甲及び乙は綿密な連絡を取り、打合せ及び協議を行う。

## 7 安全の確保

業務の実施にあたっては、従業員の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと。

## 8 資料の貸与

(1) 甲は、乙から依頼があった場合には、仕様書に定められた図面及びその関係資料等を貸与するものとする。

(2) 乙は、貸与された図面及び関係資料を成果品の納入時までには返還しなければならない。

### 【貸出資料】

- ・旧豊平清掃事務所地歴調査業務 報告書
- ・平成 30 年度 旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（表土調査） 報告書

## 9 提出書類

乙は、業務の着手及び完了にあたって、次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務着手届

(2) 業務計画書・業務日程表（地点ごとの試料採取予定日がわかる資料を含むこと）

- (3) 主任技術者等指定通知書、資格保有者であることを証明できる書類
- (4) 技術者等経歴書（技術者と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係を確認できる書類（健康保険証の写し等）を添付すること。）
- (5) 業務完了届
- (6) 成果品（調査報告書）
- (7) 請求書

## 10 成果品

- (1) 調査報告書 A4 版 3 部
- (2) 電子データ CD-R または DVD-R
- (3) 調査方法、調査内容、調査結果を整理し作成すること。
- (4) 土壌汚染対策法第 14 条に基づき指定の申請を行うことを想定し、内容等を整理すること。

## 11 検査

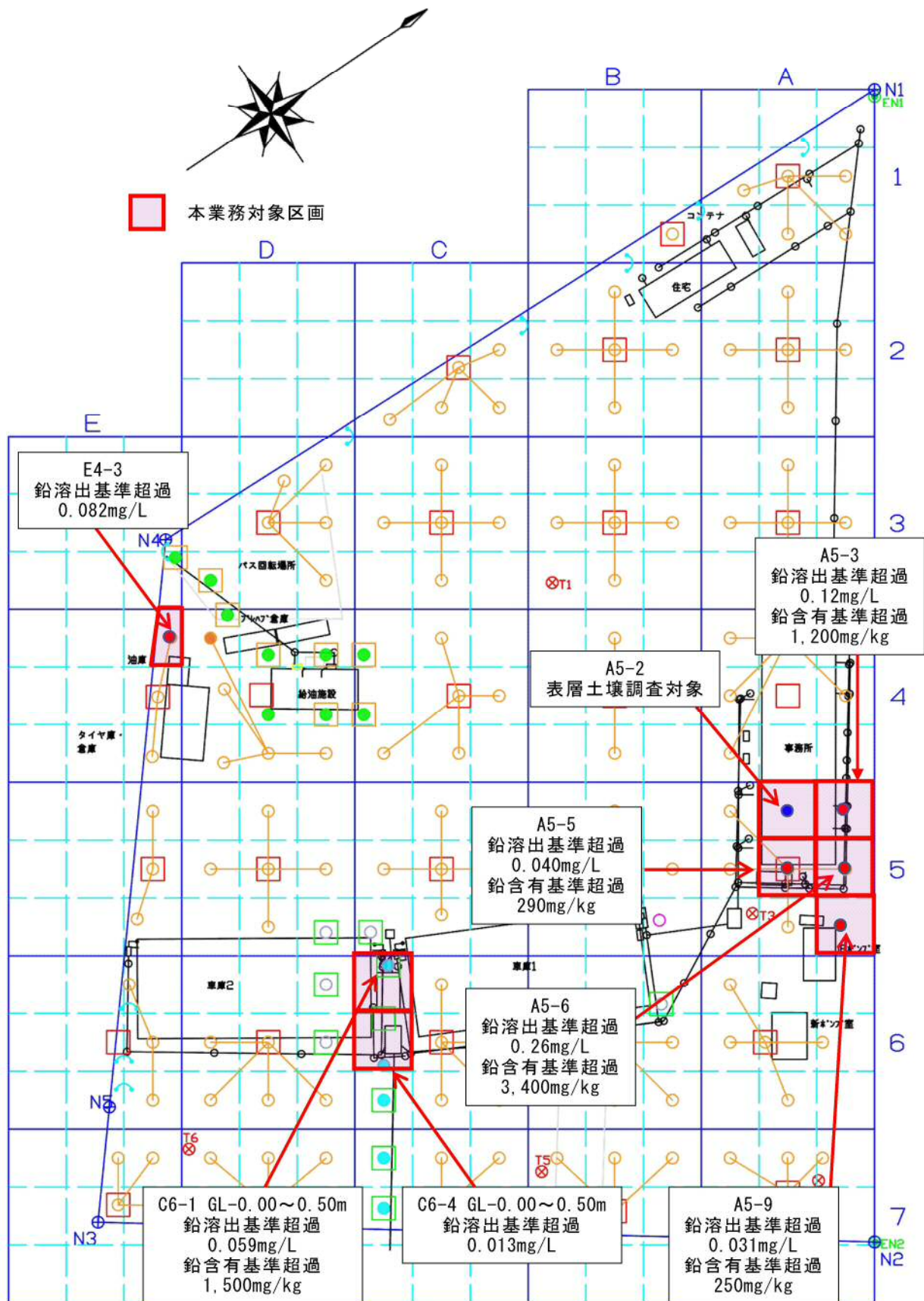
本業務は、甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品の記入もれ、不備または誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。

## 12 その他

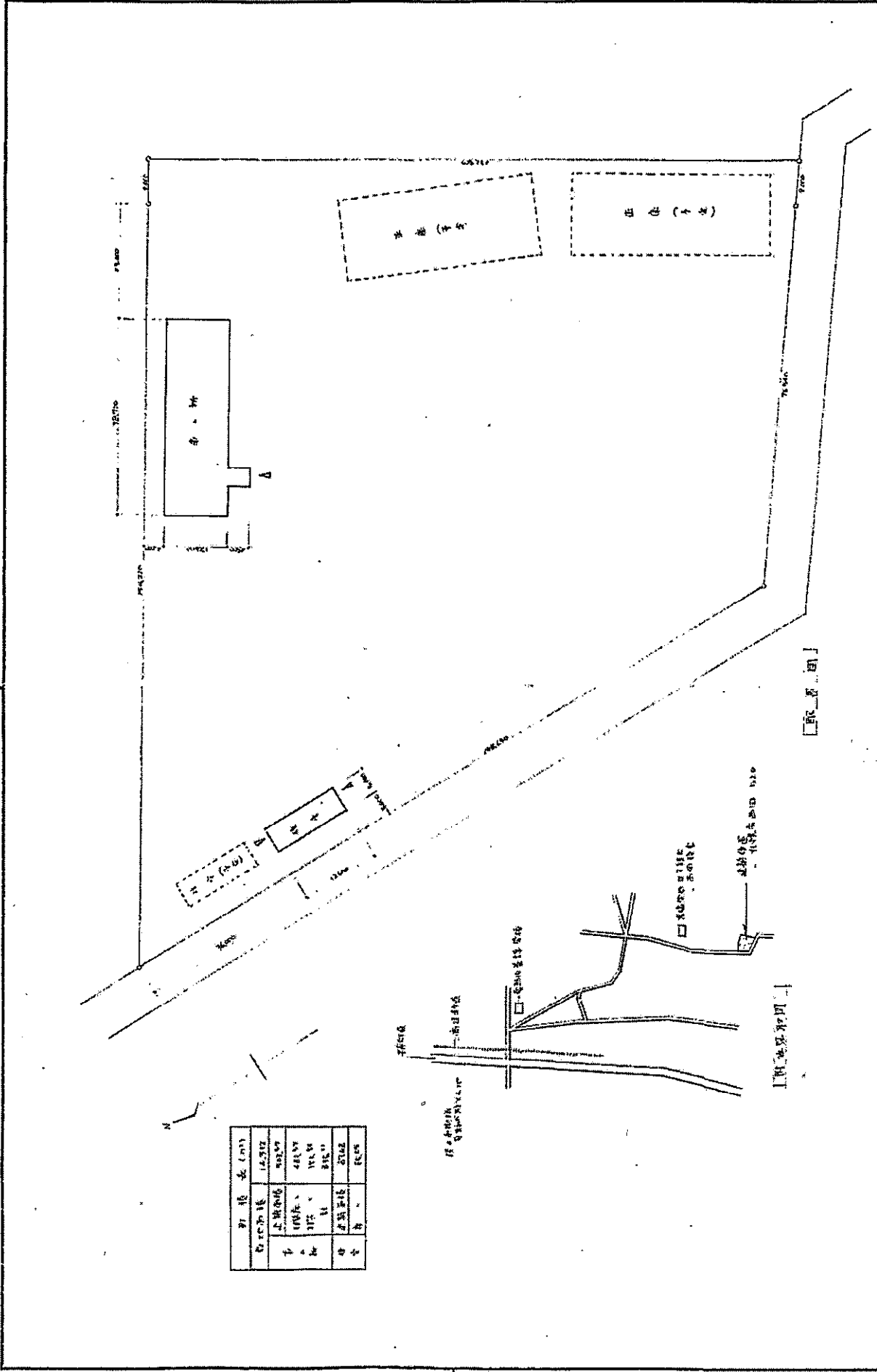
- (1) 本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守しなければならない。
- (2) 業務の遂行において仕様書等に明示されていない事項があるときは、双方協議して定めるものとする。基本事項となるもの、技術上必要と認められる軽微なものについては、乙の責任において行うものとする。
- (3) 乙は、業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 業務を実施するにあたって、作業上必要となる届出又は許可等の申請は遅滞なく行なうこととし、また、その届出書又は許可書等の写しを業務計画書に添付すること。なお、許可等を取得するにあたり時間を要する場合は、その予定等を業務計画書に記載して提出すること。
- (5) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム実施要領に準じ、環境負荷の低減に努めること。





平成30年度 旧豊平清掃事務所土壤汚染状況調査業務（表土調査）より引用

別紙2 調査地点図



打積表 (m)	
総打積	12.317
土間打積	8.037
1階打積	4.280
2階打積	0.000
3階打積	0.000
4階打積	0.000
5階打積	0.000
6階打積	0.000
7階打積	0.000
8階打積	0.000
9階打積	0.000
10階打積	0.000
11階打積	0.000
12階打積	0.000
13階打積	0.000
14階打積	0.000
15階打積	0.000
16階打積	0.000
17階打積	0.000
18階打積	0.000
19階打積	0.000
20階打積	0.000
21階打積	0.000
22階打積	0.000
23階打積	0.000
24階打積	0.000
25階打積	0.000
26階打積	0.000
27階打積	0.000
28階打積	0.000
29階打積	0.000
30階打積	0.000
31階打積	0.000
32階打積	0.000
33階打積	0.000
34階打積	0.000
35階打積	0.000
36階打積	0.000
37階打積	0.000
38階打積	0.000
39階打積	0.000
40階打積	0.000
41階打積	0.000
42階打積	0.000
43階打積	0.000
44階打積	0.000
45階打積	0.000
46階打積	0.000
47階打積	0.000
48階打積	0.000
49階打積	0.000
50階打積	0.000

工事名称 新市建設局事務所新築工事 図面名称 配置図、側面配置図		図号 <b>3/29</b>
年度 月 日	設計者 設計者 設計者	監理者 監理者 監理者
建設局 建築課		

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50